

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

## ⇨ 源泉徴収が必要な報酬・料金等

**Q** : 報酬や料金を会社が支払う場合には、源泉徴収が必要とのことですが、どのような場合に必要になるのですか？

**A** : 次のような報酬等を支出する場合には、源泉徴収が必要です。

### 【解説】

会社が次のような報酬や料金（報酬等）を支払う場合には、源泉徴収しなければなりません。

① 報酬等を受け取る者が個人で次の報酬等の場合

イ. 原稿料や講演料

ただし、懸賞応募作品の入選者などへの支払については、一人に対して1回に支払う金額が5万円以下であれば、源泉徴収は必要ありません。

ロ. 弁護士、税理士、司法書士など特定の資格を持つ人に支払う報酬等

ハ. 社会保険診療報酬支払基金が支払う診療報酬

ニ. プロ野球選手、プロサッカーの選手、プロテニスの選手、モデルや外交員に支払う報酬等

ホ. 芸能人や芸能プロダクションを営む個人に支払う報酬・料金

ヘ. いわゆるコンパニオンやホステスなどに支払う報酬等

ト. プロ野球選手に対する契約一時金など

チ. 広告宣伝のための賞金や馬主に支払う競馬の懸賞金

② 報酬等を受け取る者が法人の場合

馬主である法人に支払う競馬の賞金

